

議案第 69 号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 6 月 1 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「者」を「者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め、同項第9号中「適当」を「適当である」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当であると認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校教育法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。